

件 名	知事の給料の減額に関する条例
主 管 課	人事課
根拠法令等	
内 容	<p>【経 緯】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県民への外出自粛等を要請するにあたって、自身の給与1か月分を返上する旨表明したことに伴い制定するもの。</p> <p>【制定条例】</p> <p>知事の給料の減額に関する条例</p> <p>【制定内容】</p> <p>令和2年5月分の知事の給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第2条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の10に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p>【参考】</p> <p>他の特別職は対象としない</p>
施 行 日	公布の日
【その他参考事項】	